

## サービスコード表・請求事務

### ○サービスコード

別紙サービスコード表参照

### ○請求事務

詳しくは29年1月頃に指定事務とあわせて説明会または文書にて案内いたします。

サービス内容・単価が市町村ごとに異なりますので、複数の市町村の利用者がいらっしゃる場合は、注意してください。

なお、住所地特例対象者の場合、箕輪町の基準でサービス提供を行い、箕輪町へ請求してください。

## 入浴加算・個別サービス計画作成の対象者について

### 【入浴加算】

入浴加算については、下記の要件などについて担当者会議で検討した後、町が加算対象の可否について判断します。

- ・自宅での入浴の有無、入浴環境
- ・同居家族の有無
- ・介護者の有無・状態 等

### 【個別サービス計画作成対象者】

○必ず作成：訪問Cサービス

○必要に応じ作成（作成要件：個別の加算をとる場合）

訪問Aサービス：生活機能向上連携加算

通所A1サービス：生活機能向上G活動加算、運動器機能向上加算、  
栄養改善加算、口腔機能向上加算

## 事故時の対応について

### ○事故報告について

サービス等を提供中に事故等が発生した場合は、速やかに事故報告書により町福祉課に報告してください。

### ○損害賠償保険について

全事業について、各事業所において保険に加入するなどして事故に対応できるようにしてください。

訪問型サービス、通所型サービスとも現在事業所で加入している保険で対応していただくか、条件により社協で取り扱っている「福祉サービス総合補償」(※社協会員対象)に加入が可能です。

通所A2サービスのボランティアの皆さんは、社協で取り扱っているボランティア活動保険に加入が可能です(※要ボランティア登録)。

保険については、箕輪町社会福祉協議会ふれあいグループまたは包括支援センター常駐の社協緑川コーディネーターまでお問い合わせください。

## 開始に向けて準備すること(1)

### 1. 定款の変更 ※変更の届出不要

事業所では、介護予防サービスと総合事業とを併用し実施することがあるため、下記の例に基づき変更する必要があります。

例1)「介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業又は第1号訪問事業」

例2)「介護保険法に基づく介護予防通所介護事業又は第1号通所事業」

例3)「介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業」

## 開始に向けて準備すること(2)

### 2. 運営規程の変更 ※変更の届出不要

総合事業を行うためには、運営規程の変更が必要。

#### 【方法】

①既存の介護予防通所介護、訪問介護の運営規程に総合事業の追加

②別途、総合事業用の運営規程を作成

#### 【サービス名称の例示】

例1)「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業若しくは緩和した訪問サービス」

例2)「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業若しくは緩和した通所サービス」

## 開始に向けて準備すること(3)

### 3. 契約書及び重要事項説明書の変更

現在の介護予防サービスの提供に係る契約は「介護予防サービス」に関する事項のため、総合事業によるサービスの提供にあたっては、あらためて利用者との契約が必要です。

#### 【方法(①または②のいずれか)】

①総合事業用の契約書及び重要事項説明書の作成

②現在の介護予防通所(訪問)介護契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する契約書の読み替え規定を盛り込む

(介護予防日常生活支援総合事業実施の際の読み替え) (※通所の場合の例)

・第●条 利用者の保険者である箕輪町が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防通所(訪問)介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法における介護予防通所(訪問)介護に相当する第1号通所(訪問)事業若しくは緩和した通所(訪問)サービス(次項において「第1号通所(訪問)介護サービス」という。)」と読み替えるものとする。

2 当事業所が第1号通所(訪問)介護サービスに係る法第115条の45の3第1項の指定を箕輪町から受けていない場合は、前項の読み替えは行わない。

## Q & A

- 下記の厚生労働省HPをご確認ください。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業のページ】

- <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

### 【町HP】

トップページ「健康・福祉」－「高齢者福祉」－「介護保険(事業者のみなさんへ)」に準備でき次第、様式等の資料を掲載します。